

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和5年度 第5回

令和6年3月11日(月)開催

1 日 時 令和6年3月11日(月) 15時05分～15時42分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中4名出席

伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明 (途中出席)

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 立花労働基準部長 佐藤賃金室長

佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和5年度の審議経過と総括について

(2) 各専門部会等の廃止について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 令和5年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等

(1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表

(2) 最賃審議会等開催実績

(3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

資料番号2 令和5年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告

(1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会

(2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会

(3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会

(4) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会

資料番号3 令和5年度最低賃金決定状況

(1) 地域別最低賃金改定状況

(2) 特定最低賃金改定状況

資料番号4 令和6年度審議会等開催予定(素案)

資料番号5 業務改善助成金について

資料番号6 労働基準行政における当面の賃金引上げに係る対策について

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和5年度第5回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計13名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は、公益代表 嗟峨委員、使用者代表 若泉委員でございます。

それでは、これからの進行は、長岐会長にお願いいたします。

○長岐会長

皆様お久しぶりでございます。本日の議題は、資料の次第にありますように、議題1. 令和5年度の審議経過と総括について、議題2. 各専門部会等の廃止について、議題3. その他となっております。

それでは、議題1の「令和5年度の審議経過と総括について」ですが、事務局から報告してください。

○佐藤賃金室長

それでは、私のほうから、令和5年度の審議経過と総括といたしまして、はじめに県最賃について、次に各特定最低賃金についてご報告いたします。

お手元の水色の冊子の資料によりご説明いたします。資料にはインデックスを付けておりますので、それを目印として御覧いただきますようお願いいたします。

まず、インデックスの1-(1)の資料は、「秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表」でございます。この一覧表は、本年度の本審、各専門部会等の開催日や一連の関係する日程等について、その状況をまとめて記載しているものでございます。

続きまして、インデックスの1-(2)の資料は、今年度の全ての本審、各専門部会等の開催日の実績をまとめたものでございます。

次に、インデックスの1-(3)の資料は、本年度の各専門部会等を含めた秋田地方最低賃金審議会全体の審議経過の概要でございますので、簡単に、日を追って順に報告させていただきます。

はじめに、7月4日に第1回本審を開催し、秋田県最低賃金の改正決定につきまして諮問させていただき、今年度の審議方針等を決めていただいたところです。

8月1日の第2回本審では、中央最低賃金審議会の日安伝達、賃金改定状況調査、賃金実態調査結果等の説明を行っております。また、今回初めて、地域別最低賃金改定目安の中央最低賃金審議会答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への中賃会長メッセージ動画の視聴をしていただきました。

同日、本審に引き続き、第1回秋田県最低賃金専門部会が開催され、部会長及び部会長代理を選出後、参考人2名の方から意見聴取を行いました。その後、金額審議に入り、労使各側から基本的な考え方と金額提示がなされ、金額審議をスタートしました。

8月4日の第2回専門部会では、前回から引き続き金額審議を行いました。労使の合意には至りませんでした。

8月7日の第3回専門部会で、引き続き金額審議を行いました。労使の合意には至らず、公益委員見解を示し採決を行い、この結果を本審へ報告することとなりました。

次のページですが、その後、第3回本審が開催され、専門部会報告により採決を行ったところ、賛成多数で「秋田県最低賃金を44円引上げ、時間額897円とする」ことで結審し、労働局長へ答申しています。

また、この本審では、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問しております。

8月23日には特別小委員会を開催し、既設の4つの特定最賃の改正の必要性の有無について、審議いたしました。いずれの特定最賃についても全会一致で「必要性あり」との結論に達し結審しております。

同じく8月23日には第4回本審を開催し、8月7日の答申に対しまして異議申出が10件ございましたので、異議の取扱いについて審議を行い、「8月7日の答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきました。

これによりまして、その後の官報公示の手続きを経て、10月1日に改定秋田県最低賃金897円が発効したところでございます。以上が、本年度の県最賃にかかる本審及び専門部会等の審議経過でございます。

続きまして、4つの特定最低賃金専門部会の審議経過と結果につきまして、報告させていただきます。特定最賃の審議は、令和5年9月22日の第1回合同専門部会からはじまり、10月11日の第2回自動車等小売業専門部会で、4つの特定最低賃金、全てについて結審しております。また、4つの特定最低賃金の発効日を統一し、令和5年12月24日に特定最賃が発効したところでございます。

各専門部会の審議経過等につきましては本審に報告することになっておりますので、本審議会で報告させていただきます。

インデックス2-(1)の資料をご覧ください。はじめに、非鉄金属製錬・精製業専門部

会の審議経過等でございます。9月22日に第1回合同専門部会を開催しております。この日は、部会長、部会長代理の選出、意見聴取の方法、発効日の統一、専門部会の審議の進め方などにつきましてご審議いただき、さらには、事務局から賃金実態調査結果及び中小企業支援対策事業等について説明しております。

続いて、10月4日に第2回専門部会を開催しまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。

続いて、労使の基本的考え方と金額提示があり、ここで金額が一致したため、時間額を28円引上げ961円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この結果、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とする最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、同日、局長に答申されております。審議結果といたしまして、次のページ以降に「専門部会報告書」と「答申文」をお付けしています。

続きまして、インデックス2-(2)の資料は、電子部品・デバイス等製造業専門部会の審議経過等でございますが、第1回合同専門部会につきましては、先程の非鉄金属の説明内容と同じでございますので、省略させていただきます。

10月4日に第2回専門部会を開催し、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われました。

次の10月10日の第3回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ、時間額を39円引上げ930円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この電子部品・デバイス等製造業最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し同日、局長に答申されております。審議結果といたしまして、次のページ以降に「専門部会報告書」と「答申文」をお付けしています。

続きまして、インデックス2-(3)の資料は、自動車等製造業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会は先程と同じでございます。

9月28日に第2回専門部会を開催し、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、労使の基本的考え方と金額提示があり、ここで金額が一致したため、時間額を23円引上げ961円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この自動車等製造業最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、同日、局長へ答申されております。審議結果といたしまして、次のページ以降に「専門部会報告書」と「答申文」をお付けしています。

最後でございますが、インデックス2-(4)の資料は、自動車等小売業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会は先程と同じでございます。

10月11日に第2回専門部会を開催して、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。続いて、労使の基本的考え方と金額提示があり、ここで金額が一致したため、時間額を41円引上げ938円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この自動車等小売業最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、同日、局長へ答申されております。審議結果といたしまして、次のページ以降に「専門部会報告書」と「答申文」をお付けしています。

以上、4つの特定最賃とも全て全会一致で結審され、発効日につきましても当初の申し合わせのとおり統一して、12月24日に発効しております。

次の、インデックス3-(1)に、本年度の全国の「地域別最低賃金改定一覧」になります。インデックスの3-(2)には、同じく本年度の全国の「特定最低賃金の改定状況」をそれぞれ掲載したのになりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

各特定最低賃金専門部会の審議経過等につきましては、以上でございます。

○長崎会長

よろしいですか。

○佐藤賃金室長

インデックス2-(4)の部会長名が誤っておりました。こちらは後で編集させていただきます。申し訳ございませんでした。

○長崎会長

ただいまの賃金室長からの報告について、何かご質問はございませんか。

特にないようですので、次に、議題2の各専門部会等の廃止に移ります。専門部会の廃止については、最低賃金審議会令第6条7項により、本審議会の議決によることとされております。令和5年度は地域別最低賃金専門部会と4つの特定最低賃金専門部会を設置しておりますが、本日をもって廃止することとしたいと思っております。

また、秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき設置しております特定最低賃金に関する特別小委員会につきましても、本日をもって廃止することとしたいと思っております。以上、各専門部会及び特別小委員会を廃止することに、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○長崎会長

異議なしとの発言がございましたので、それでは、令和5年度の各専門部会及び特別小委員会については、本日をもって廃止することといたします。

続いて、議題3の「その他」になりますが、委員の皆さまから何かございますか。

事務局で何かありますか。

○佐藤賃金室長

それでは、私のほうから来年度の日程等につきまして4点ほど説明させていただきます。

1点目は、令和6年度の審議会等開催予定素案についてです。資料4をご覧ください。

今年度の開催実績を基に作成したもので、矢印は、審議会等をだいたいこの間で開催するというものでございます。中賃の目安答申につきましては例年7月下旬となっておりますが、審議状況によっては後ろ倒しとなる可能性もございます。

2点目は、効力発効日と答申期限についてです。素案を見ていただきますと、6年度は8月5日月曜日に答申をいただきますと10月1日に指定日発効することになります。

法定でいきますと9月29日の日曜日に発効となりますので、10月1日の指定日発効ということになります。

8月6日の答申であれば10月2日、8月7日の答申であれば10月3日、8月8日の答申であれば10月4日の発効となります。

発効日につきましては、あくまでも審議の結果で決まるものでございますので、10月1日でなければならぬというものではございませんが、秋田では例年10月1日発効を基本に審議日程を決定しているところでございます。令和5年度におきましては第4回専門部会開催日として8月8日を予備日としておりましたが、第4回専門部会を開催して継続審議をしても労使の提示金額が変わる見込みがなく労使合意は難しいと判断し、結果として8月7日の第3回専門部会で公益委員見解を示した経緯がございます。

今年度は特に、他のCランク県で専門部会日程を後ろ倒しで設定したり、審議を延長したりするなど、他のCランク県の決定状況を参考に、10月1日発効にこだわらない審議をするところが多くございました。

来年度の審議日程につきましては、8月5日答申、10月1日発効を基本としつつも、委員の皆様のご都合にもよりますが、8月6日から9日までの間で予備日を設定したいと考えております。

日程調整につきましては、例年、大型連休前までに委員の皆様の日程を確認させていただき、5月中旬までに開催日を決定してご連絡させていただいているところですので、ご協力をお願いいたします。

3点目は、特定最低賃金の意向表明についてです。例年、特定最低賃金の改正等の申出を予定されている場合は、3月末日までに意向表明していただくこととしており、すでに既設4特賃全てから意向表明がなされたところです。4月になりましたら、意向表明者及び最賃審委員の皆様へ適用労働者数等について通知する予定としております。

最後4点目は、中央最低賃金審議会委員による地方視察についてです。委員の皆様には2月下旬にメールにてお知らせと日程の確認をさせていただきましたが、先日本省より、秋田局に決定した旨の連絡があったところです。6月6日、7日の2日間にわたり、管内

企業への最賃対応状況等に係る現場視察、地方審議会の公労使各委員との意見交換等を予定しております。まだ詳しい情報は入っておりませんので、新しい情報が入りましたらその都度委員の皆様と共有させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○長岐会長

続いて、佐々木指導官からご報告があるようです。

○佐々木指導官

私からは資料5と資料6について説明をさせていただきます。

最初に資料5をご覧ください。年度当初から「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」としてご案内しておりました「業務改善助成金」ですが、昨年8月31日に大きくわけて3点の拡充がされました。1点目は対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であったものを50円以内に拡大したこと、2点目は事業場規模50人未満の事業者について、「賃金引上げ後の申請」を可能としたこと、3点目は事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分を30円上げたことです。また、昨年12月26日には賃金引上げ計画を立てて申請したものについては申請期限を3月31日まで延長する等を行っております。

続いては横長の資料となりますが、業務改善助成金の申請状況になっております。こちらは、全国と秋田の申請件数となっております。令和5年度、1月末日の申請件数については、全国で17,961件、秋田局では119件となっており、令和4年度と比べると全国、秋田ともに倍以上の申請件数となっております。

裏面には、まずは上の表に最低賃金改定による業種別の影響率と業務改善助成金の申請状況を、下の表には、申請コースごとの件数、交付決定額、そして、主な設備投資の例を載せております。

業務改善助成金については、令和6年度も継続される予定ですので、今後もこのような県内の事例を積極的に紹介していくなどした広報・周知を考えているところでございます。

次に、資料6についてご説明いたしますが、資料6の表面と裏面は同じものとなっておりますのでご了承願います。それではご説明いたします。

令和5年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」においては、「中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む」こととされており、企業への賃上げ支援の具体的な施策として労働基準監督署において、定期監督等を実施した際に、賃金引上げに向けた環境整備等について検討するよう働きかけを行うとともに、企業が賃金引上げを検

討するに当たり、対象事業場に対応した地域・業種・職種ごとの平均的な賃金額を示した次のページの「賃金引上げに向けた取り組みをお願いします」という形式のリーフレットを交付し、賃金引上げに当たっての参考とするよう説明することとしています。

さらに、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」という2枚もののパンフレットにより各種支援策を紹介しております。

また、特に中小企業・小規模事業者に対しては、賃金引上げに向けた生産性向上等への的確な支援が重要であることから「最低賃金引上げを受けて賃上げに取り組むみなさまへ」という2枚もののパンフレットを活用して業務改善助成金等を紹介し、さらには経済産業省・中小企業庁の「中小企業・小規模事業所ワンストップ総合支援事業」である、「よろず支援拠点」もリーフレットにより紹介しております。

資料の最後となりますが、「賃金引上げ特設ページを開設！」というリーフレットにより、賃上げ特設ページを厚生労働省ホームページ上に開設していることを紹介し、賃金引上げに関する企業の取組事例を参考にさせていただきようお願いしております。

私からの説明は以上でございます。

○長崎会長

室長からの日程等の説明と佐々木指導官からの説明について、何かご質問はございませんか。

私から先ほどの報告について確認ですが、特定最賃の意向表明はすべて終わっている。

○佐藤賃金室長

はい。

○長崎会長

新たに提出されることはないですね。

○佐藤賃金室長

ないと思いますが、新設等があれば。

○長崎会長

それでは、特定最賃の意向表明はすでに提出されているところが多いようですが、3月末までをお願いいたします。

その他、何かございますか。

○小野委員

資料4の来年度の日程の件ですが、先ほどの説明の中で、10月1日の施行にこだわらずに、予備日という話がありました。秋田県や岩手県は全国でも最も早く結審するという県ですが、一方でCランクについては、答申を秋田県と同じ日にしていた県が急遽変えたりしていたのですが、来年度に向けて日程で調整するような動きは全国的にありますか。

○佐藤賃金室長

今のところ、情報はないです。例年ですと5月の下旬に本省から審議日程を登録してくださいという指示があり、6月上旬には全国の審議日程がわかることになるのですが、5年度においては、なかなかCランク県においては日程が決まらず非常に遅くなりましたが、スケジュールとしては、6月上旬に全国の日程がわかるかと思います。

○小野委員

秋田県の日程が確定する頃に、全国の日程もわかるという状況ですね。

○佐藤賃金室長

はい。

○長岐会長

任期はどうでしたか。

○佐藤賃金室長

5年から6年の2年ですので今のままです。

○長岐会長

令和6年度も秋田の最賃は一人旅になるのか、他の様子を見るのかというのは、今の日程によってはありえますが、あくまでも秋田県の労使の意見や環境に応じて決めていくことになるかと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

他に特になければ、令和5年度の審議を終了するに当たり、局長から、ご挨拶を頂きたいと思ひます。

○山本局長

本日は皆様大変お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

今年度の最低賃金の改定につきましては、ご承知のとおり、県民の関心が高い中で、過去最大の44円の引上げとなったところです。原材料不足や国際情勢などによる物価高騰などが、経済・雇用・企業の事業運営・労働者の生活に大きな影響を及ぼしている中で、地

方最低賃金審議会の自主性を発揮しながら、ご審議いただきましたことに感謝申し上げます。

改定後の最低賃金につきましては、県内の市町村や各種団体等を通じ周知を行っており、さらに、今年度は初めてテレビのCM放送も行ったところでございます。また、厚生労働省として、事業主の皆様が賃上げしやすい環境整備に取り組み、支援策の業務改善助成金につきましても、あらゆる機会を捉えて周知を行っているところでございます。

一方で、県内の労働基準監督署におきましては、現在、影響率の高い業種等の事業場を対象に最低賃金履行確保のための監督指導を実施しており、違反が確認された場合は是正勧告及び最賃額以上の支払いの確保を行っているところでございます。

来年度につきましても、経済・雇用情勢を注視しながら、県内の実情を踏まえた審議が求められるところでございますが、春闘のヤマ場を前に、大企業を中心に早期に賃上げの方針を表明する動きも見られるところであり、最低賃金はこれまで以上に県民の注目を集めることと思われま。

委員の皆様には今年度同様、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○長岐会長

局長ありがとうございました。

この一年間、委員の皆様方には審議会の円滑な運営に多大なご協力をいただきましてありがとうございました。特に夏の暑い、秋田でいうと竿灯祭りの時期がクライマックスとなりますので、来年度もよろしく願いいたします。全会一致に向けて労使、お互いの立場を超えて協力しながら全会一致になりますようお願い申し上げまして令和5年度の審議会を終了いたします。お疲れ様でした。